

「 福島市小鳥の森 」 指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	5月28日	非公募施設として決定 (福島市行財政改革推進本部)	令和4年度からの指定管理者制度導入にあたり非公募で選定することを決定
2	6月18日	非公募相手方の変更 (NPO法人の設立)	非公募相手方である現行指定管理者より、NPO法人設立の報告を受け、次期非公募相手方をNPO法人へと変更
3	8月10日~17日	指定申請書受付 (農林整備課)	申請書類の内容等点検、受付
4	9月28日	第1次審査 (農政部指定管理者管理運営委員会)	評価項目:7項目 ・各評価項目について評価(配分等詳細は審査集計表による) ・委員持点:各評価項目それぞれ10点
5	10月13日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・農政部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者を決定

2 指定管理者候補者

- ・「 NPO法人野鳥の会ふくしま 」 / 最終合計点：70.06点

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	6.90点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	20.70点
③ 指定管理料(費用)の設定	15%	13.50点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	6.30点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.45点
⑥ 社会的価値の実現	15%	7.50点
⑦ 安定した施設運営	15%	5.70点
合計	100%	63.05点
※管理運営委員会委員が9名につき1項目90点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		70.06点
上記採点結果に【インセンティブ加点】(加点なし)した最終合計点		70.06点

【評価コメント】

- ①サンクチュアリとしての設置目的を的確に捉えており、環境教育、環境保全やSDGsにおける貢献などを意識した運営方針を評価する。
- ②施設利用者のアンケート調査等で、新たなニーズに応える企画の立案や外部団体との連携による共同事業が提案されている。
- ④保守点検等の管理運営計画も具体的及び詳細に計画されている。また、自然環境保護への取組みも明記されている。
- ⑤個人情報保護法を遵守する体制がとられているが、職員の資質の向上、体系的な取組みが必要である。
- ⑥男女雇用機会均等法の遵守と労働条件は適正であり、職員の健康管理、職場環境などへ配慮願いたい。
- ⑦今回、NPO法人化され、組織強化が図られたことや、豊富な知識、経験を有している人材が揃っており、安全的に施設運営・管理を行えるものとする。

4 参考

■提案内容の評価の視点

- ① 施設の設置目的の理解
 - ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
 - イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか
- ② 施設利用者サービスの観点にたった利用促進の考え方
 - ア 上記ア、イを踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか
- ③ 指定管理料（費用）設定の考え方
 - ア 標準的経費により採点
 - イ 必要な費目の設定は妥当か
- ④ 施設の維持管理に関する考え方
 - ア 管理保守点検等の施設管理計画が妥当か
- ⑤ 関係法令等の遵守に関する考え方
 - ア 個人情報保護及び秘密漏洩防止について理解され、組織として適正な対策が講じられているか
- ⑥ 社会的価値の実現
 - ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか

⑦ 安定した施設運営

- ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか
- イ 同様な施設の施設管理の実績があり、十分なものか
- ウ 団体の経営状況は良好か

相手方がNPO法人を設立し、新組織となったため、インセンティブはリセットし加点なしとした。

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1. 趣旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、優良、適正に業務を行っている指定管理者については、インセンティブを付与する。

2. インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

- ① これまでの指定管理者については、平成29～31年度（令和元年度）の3か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

② 加点数算出方法

平成29年度

- ・総合評価が「A（優れている）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「B（適正である）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「C（問題がある）」⇒1年あたり：加点なし

平成30～31年度（令和元年度）（評価手法変更のため）

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

- ③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。